

介護保険課からのお知らせ

- 1 高齢者虐待について
- 2 避難確保計画及び非常災害対策計画の状況調査について
- 3 旧優生保護法による優生手術などを受けた方へ
- 4 介護現場におけるハラスメント対策マニュアルについて
- 5 外国人介護人材支援に役立つツールについて

さいたま市保健福祉局長寿応援部
介護保険課

1

1 高齢者虐待について

○ 養護者による高齢者虐待

「養護者」とは

→ 高齢者を現に養護する者で、養介護施設従事者等以外の者

○ 養介護施設従事者等による高齢者虐待

「養介護施設従事者等」とは

→ 養介護施設又は養介護事業の業務に従事する者

「養介護施設」

(老人福祉法) 老人福祉施設 有料老人ホーム
(介護保険法) 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設
地域密着型介護老人福祉施設 地域包括支援センター

「養介護事業」

(老人福祉法) 老人居宅生活支援事業
(介護保険法) 居宅サービス事業 地域密着型サービス事業
居宅介護支援事業 介護予防サービス事業
地域密着型介護予防サービス事業 介護予防支援事業

2

養護者等による高齢者虐待

- 1 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 2 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

3

養介護施設従事者等による高齢者虐待

- 1 養介護施設従事者等は、業務に従事している施設において、従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 2 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 3 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 7 養介護施設従事者等は、通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

4

通報先

○ 養護者等による高齢者虐待の通報先

各区役所高齢介護課高齢福祉係
または
地域包括支援センター

○ 養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報先

さいたま市保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係
TEL 048-829-1265
FAX 048-829-1981
E-mail kaigo-hoken@city.saitama.lg.jp

5

2 避難確保計画及び非常災害対策計画の状況調査について

※ 通所介護など、要配慮者が集まるサービス形態の事業所が対象

(1) 避難確保計画（水防法：浸水想定区域内の事業所に義務付け）

- ・ 避難確保計画の作成
→ 対象施設には平成30年8月27日に提出依頼
- ・ 避難訓練の実施

(2) 非常災害対策計画（運営基準）

- ・ 非常災害に関する具体的計画の作成
→ 消防計画及び災害に対処するための計画
- ・ 必要な訓練の実施



○ 実施状況の調査を行います。

6

3 旧優生保護法による優生手術などを受けた方へ

旧優生保護法に基づく優生手術などを受けた方を探しています。

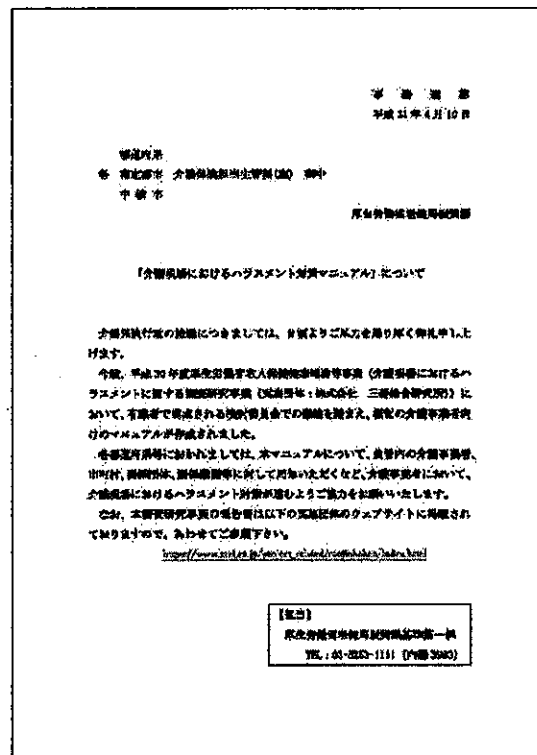
- 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年4月24日施行）
- ① 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方（母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます）
- ② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方（母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除きます）

埼玉県 旧優生保護法一時金受付・相談窓口
048-831-2777（専用）

7

4 介護現場におけるハラスメント対策マニュアルについて

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/kaigo-net/documents/718-2.pdf>



8

5 外国人介護人材支援に役立つツールについて

① 外国人介護職員の雇用に関する介護事業者向けガイドブック

https://www.city.saitama.jp/005/001/018/005/p065099_d/fil/inforkakokujinkoyou.pdf

② 外国人介護人材に対する研修の手引き

https://www.city.saitama.jp/005/001/018/005/p065099_d/fil/kennsyuutebikijinzai.pdf



外国人介護職員の雇用に関する介護事業者向けガイドブック

外国人介護職員と

一緒に働いてみませんか？

う、外国人介護職員として活躍する
求職者が出てきています。外国人を雇
用した介護事業者からは、需要が落ち
てきた、職員の一半が解雇された、
外国人への教育を通じて介護サービ
スの質の向上につながったといった声
が聞かれています。

また、外国人介護職員に、日本の介
護の知識や技術を伝えることは、国家
資格にもつながる知識です。

あなたの事業所でも、外国人介護職員
を雇用して、一緒に働いてみませんか？

外国人介護職員として働く 際の注意点

2-1 労働条件

外国人介護職員は、日本の労働法
に準じて働く必要があります。特に、
外国人労働者の雇用に当たっては、
労働条件の明示が義務付けられてい
ます。

2-2 労働時間

外国人介護職員は、日本の労働法
に準じて働く必要があります。特に、
外国人労働者の雇用に当たっては、
労働条件の明示が義務付けられてい
ます。

外国人介護職員は、日本の労働法
に準じて働く必要があります。特に、
外国人労働者の雇用に当たっては、
労働条件の明示が義務付けられてい
ます。

